

# 一般社団法人 日本ボディアーティスト協会

## 個人会員規約

(目的)

### 第1条

この規約は、一般社団法人日本ボディアーティスト協会（以下協会という。）定款第5条に規定する会員について必要な事項を定める。

(会員)

### 第2条

協会の目的に賛同し入会した者で、協会の活動を支援する個人を会員とする。

個人会員は下記の3種とし、正会員については社員とする。

1. 個人正会員・・・社員総会で議決権を有する個人
2. 個人賛助会員・・・社員総会で議決権を有しない個人
3. 名誉会員・・・社員協会の活動等に関して功労があった法人・団体及び個人を理事が推薦し、理事会で承認されなければならない。ただし、社員総会での議決権は有しない。

(入会)

### 第3条

協会に会員として入会しようとする者は、本規約第4条に定める入会金および年会費を納入しなければならない。

名誉会員については入会金及び年会費の納入を要しない。

(入会金および年会費)

### 第4条

協会に会員として入会しようとする者は、入会金および年会費を納入しなければならない。

1. 協会の入会金および年会費は次の通りである。
  - ・個人正会員・・・入会金10,000円 / 年会費12,000円
  - ・個人賛助会員・・・入会金1,000円 / 年会費6,000円
2. 名誉会員は入会金および年会費は無料とする。
3. 入会金および年会費は、入会申し込み時に納入しなければならない。
4. 当該年度の10月以降に入会申し込みをした会員が納付する初年度の年会費の額は、第1項の年会費の1/2とする。
5. 2年目以降の年会費の納入は、各年度の3月までに納入するものとする。

(入会の不承認)

### 第5条

入会申し込みをした者が、以下の何れかに該当する場合は、その者の入会を承認しないものとする。

1. 過去に本規約違反等で除名処分を受けたことがある場合
2. 入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記又は記入漏れがある場合

(義務)

### 第6条

1. 個人会員は協会の目的を遵守し、協会の活動を支援しなければならない。
2. 個人会員は毎年、本規約第4条に定める年会費を納入しなくてはならない。ただし、名誉会員については会費の納入を要しない。
3. 個人会員は登録内容に変更が生じた場合には、ただちに協会へ届け出なければならない。

(権利・義務の始期)

#### 第7条

個人会員としての権利は、本規約第4条に定める入会金および年会費の納入が完了した時点で発生するものとする。

社員総会への参加及び議決権の行使については、毎年3月31日の時点で個人正会員であるもののみ、権利を行使できるものとする。

(会員譲渡の禁止)

#### 第8条

個人会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買および担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

(私的利用の範囲外の利用禁止)

#### 第9条

個人会員は、協会が承認した場合を除き、協会を通じて入手したいかなる情報を複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願その他私的利用の範囲を越えて使用することはできないものとする。また、第三者をして使用させることはできないものとする。

(会員資格の喪失)

#### 第10条

個人会員は定款第8条および第10条の定めにより、次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

1. 協会に所定の退会届を提出したとき
2. 年会費を6か月以上滞納したとき
3. 本人が死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき
4. 後見開始の審判または破産手続き開始の決定を受けたとき

(入会金および年会費の返還)

#### 第11条

いかなる事由であっても、既に納入した入会金および年会費の返還は一切しないものとする。

(再入会)

#### 第12条

1. 第10条により資格を喪失した者が再入会を希望し、協会がそれを認めたときは、再入会が認められるものとする。
2. 再入会に際しては、所定の入会金および年会費を改めて納入しなければならない。

(除名)

#### 第13条

個人会員が定款第9条の規定により、本規定の条項等に違反したとき、協会に損害を与えたとき、または除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議により個人会員を除名することができる。

(本規約の改定)

#### 第14条

本規定は、社員総会の承認を経て、改定することができる。

附則

この規定は、平成23年8月3日から実施するものとする。